



第53回 理事会の焦点

譲渡譲受に関する パブリックコメント 始まる

開催日時 6月18日(火) 午後1時30分

場 所 日個連会館

決議事項

- ① 全国個人タクシー協会関東支部
代議員一部変更の件

理事会冒頭、秋田会長から現在の業界を取り巻く状況を踏まえ、次のような話がありました。



「パブリックコメントを見ていただきたい」と話す、秋田会長

譲渡譲受の円滑化に関する ルール改正案について

5月28日、第7回個人タクシーを応援する議員連盟総会が行われ、ここで国土交通省より、譲渡譲受の円滑化に関するルール改正案の説明が行われました。大きく分けて3つの内容となります。

① 譲渡譲受の申請年齢等

譲渡者が75歳の誕生日前までに譲渡譲受申請を行った後、当該申請が認可処分となるまでの間に、やむを得ない事情により、譲渡者の運転免許が失効又は事業の許可期限が到来した場合でも、運送を行わないことを条件として、引き続き当該申請に係る審査を継続することとする。

② 営業所の要件

譲受人の居住要件について、譲渡譲受申請日現在において申請する営業区域内に居住していれば足りることとする。

③ 死亡後譲渡制度の導入

個人タクシー事業者が譲渡譲受申請を行わずに死亡した場合であっても、相続人による譲渡譲受申請を認める。

以上の内容についてパブリックコメントの募集が国土交通省において6月13日から7月12日までの期間実施されています。その後8月1日からの施行が予定されています。業界内の対応として、譲渡申請の審査の継続中は運送を行わないことが条件であるため、収入がなくなる譲渡人に対し組合費及び会費等を免除できないか、全個協をはじめとして検討を始めています。また、餞別金についても、早めに給付するようにできないか、またその場合の条件等も考えているところです。

その他、議連総会では譲受人の資格要件における道路交通法違反の取り扱いについて、緩和への議論がなされましたが、こちらは、対外的にタクシー業界の質の低下を許容するという誤ったメッセージとなるおそれもあり、慎重な検討が必要という結論となりました。

その後の審議にて、決議事項は原案通り可決承認されました。

都内個人タクシー現況 (令和元年6月1日現在)

許可事業者数 12,223名 (前月比 -43名)

(特別区、武三11,817名 北多摩155名 南多摩251名)

傘下事業者数 11,913名 (前月比 -49名)

(特別区、武三11,509名 北多摩152名 南多摩252名)

※集計方法は運輸行政と異なります。

平成30年度事業報告（部抜粋）

業界の現況

個人タクシーは、法人の規制緩和とは逆に規制の強化が実施されたことにも影響され、平成14年度末の19,056人から平成30年度末では12,312人と6,744人も減少をしております。新たに個人タクシー事業者となった者は、譲渡譲受認可事業者のみで、平成28年度360人、平成29年度302人、平成30年度385人に止まっています。全事業者数で見ると、この1年では562人の減少となり、1万2千を割り込むことが目前に迫っており、正しく危機的状況となっております。

主な取り組み状況（部抜粋）

【個人タクシー事業の法令遵守の徹底について】

本来ありえない救護義務違反、無車検運行等が平成30年度に入りましても連続して発生しました。

救護義務違反につきましては、あつてはならないことと言うまでもなく個人タクシーの信頼を著しく失墜させるものがあります。走行中、何かに接触した場合はもちろんのこと何かに接触したかもしれない場合であっても、絶対にその場を立ち去らず必ず確認すること、負傷者がいる場合は救護を最優先し救急車を手配するとともに警察への通報を徹底するよ

う緊急通知を发出了しました。

無車検運行につきましては、すべての支部を対象に全事業者の運転免許証、自動車検査証の有効期限のデータについて入力ミス・記載ミス等がないか、仮に入力ミス等があった場合はすぐに改めるよう緊急確認調査を実施しました。今後の確認作業は担当者以外にチェック役を設けるなどのダブルチェック体制で行い、さらに「期限間近になっても更新の確認ができない場合には、電話等の連絡だけでなく当該事業者の自宅を訪問するなど最終確認はあらゆる方法を使い、期限日前に必ず終了させる」よう緊急通知を发出し再発防止に努めました。

【運転免許返納者割引の導入について】

高齢や健康上の理由で運転免許証を自主的に返納し、外出の足を失った方々が少しでもタクシーを利用しやすくなるよう、東京の個人タクシー業界として運転免許返納者割引（運賃の1割引）を11月19日より開始いたしました。

高齢者の運転免許返納は国を挙げての取り組みであり、また割引導入はPR効果や需要拡大につながるメリットも考えられ、社会貢献策のひとつとして100%を目指し取り組みんでおります。3月末現在で導入車両は91.6%となっております。

運用開始に際しては、「タクシー運賃1割引」のステッカーを車両に貼付しPRするとともに、会員団体並びに所属団体の

ホームページにも「運転免許返納者割引開始のお知らせ」の掲載をお願いしました。

正味財産増減計算書 平成30年5月1日から平成31年4月30日まで (単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取登録料	385,000	309,000	76,000
受取会費	265,798,100	277,878,700	△12,080,600
会員受取会費	140,283,700	146,660,800	△6,377,100
上部団体受取会費	125,514,400	131,217,900	△5,703,500
事業収益	6,006,900	6,360,000	△353,100
研修事業収益	5,026,900	5,300,000	△273,100
代行事業収益	980,000	1,060,000	△80,000
雑収益	1,433,707	2,363,188	△929,481
経常収益計	273,623,707	286,910,888	△13,287,181
(2) 経常費用			
役員報酬	10,235,400	10,235,400	0
給料手当	48,327,833	51,805,560	△3,477,727
役員退職給付費用	833,000	1,667,000	△834,000
退職給付費用	3,123,000	3,238,000	△115,000
法定福利費	9,400,232	9,310,951	89,281
福利厚生費	356,873	418,337	△61,464
会議費	7,638,142	6,738,953	899,189
旅費交通費	17,806,240	18,471,890	△665,650
通信運搬費	2,959,730	2,944,213	15,517
減価償却費	2,640,646	1,960,526	680,120
報奨費	700,000	700,000	0
什器備品費	40,000	143,964	△103,964
消耗品費	1,038,868	1,343,993	△305,125
会場費	2,959,092	3,445,956	△486,864
委託費	3,572,856	3,437,424	135,432
印刷製本費	11,849,776	13,699,595	△1,849,819
賃借料	8,361,024	8,361,024	0
清掃費	181,793	182,889	△1,096
光熱水料費	520,647	488,217	32,430
リース料	625,838	625,838	0
ソフト費	595,583	596,311	△728
表彰費	1,025,820	1,090,330	△64,510
共済給付金	9,000,000	8,900,000	100,000
花環代	1,350,000	1,335,000	15,000
対外活動費	159,936	161,392	△1,456
広告宣伝費	896,400	1,688,000	△791,600
新聞図書費	325,179	405,555	△80,376
諸負担金	479,580	469,580	10,000
顧問料	540,000	540,000	0
交通援助賛助金	200,000	200,000	0
租税公課	14,500	21,200	△6,700
上部団体会費	125,514,400	131,217,900	△5,703,500
雑費	51,294	40,022	11,272
経常費用計	273,323,682	285,885,020	△12,561,338
当期経常増減額	300,025	1,025,868	△725,843
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	300,025	1,025,868	△725,843
法人税等	70,925	71,227	△302
当期一般正味財産増減額	229,100	954,641	△725,541
一般正味財産期首残高	35,931,570	34,976,929	954,641
一般正味財産期末残高	36,160,670	35,931,570	229,100
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	36,160,670	35,931,570	229,100

また、東京都や警視庁が主体となつて組織している「高齢者運転免許自主返納サポート協議会」にも加盟し、さまざまな企業や業界が取り組んでいる自主返納者に対する特典に個人タクシーの返納者割引も加わることとなりました。

高齢者の免許更新・早めの手続きを

Ⅱ 検査・講習予約満杯で失効の恐れ Ⅱ

75歳以上（免許証の更新期間の満了日・誕生日の1か月後の日現在）の方が運転免許証の更新をする際には、更新手続を行う前に、「認知機能検査」を受け、その検査結果に基づいて、検査日とは別日に「高齢者講習」を受講しておく必要があります。

更新手続には想像以上の期間を要しますので、「免許証更新のための検査と講習のお知らせ」のハガキが届きましたら、即刻、極力早い日程で受検できる教習所を探して認知機能検査の予約をしてください。

⑤ **高齢者講習の受講**（受講後、「高齢者講習終了証明書」が交付されます。更新手続時に必要です。）

⑥ **更新手続**
更新手続が満了日までに終了できなかった場合、運転免許は失効しますので個人タクシー事業は休止することとなります。その際には事業休止届の提出及び運転免許停止期間等報告書による報告等が必要となります。

⑦ **更新手続**
更新手続が満了日までに終了できなかった場合、運転免許は失効しますので個人タクシー事業は休止することとなります。その際には事業休止届の提出及び運転免許停止期間等報告書による報告等が必要となります。

⑧ **認知機能検査の予約**（公安委員会から委託を受けた都内46の教習所のいずれかへ事前予約をしますが、大変混みあっており、予約が数か月先まで埋まっています。）

⑨ **認知機能検査の受検**（満了日の6か月前から受検可能。受検後、「認知機能検査結果通知書」が交付されます。高齢者講習受

講時に必要です。）

④ **高齢者講習の予約**（認知機能検査の結果に基づき、2時間講習か3時間講習のいずれか指定された講習を、46の教習所のいずれかへ事前予約しますが、認知機能検査と同様に大変混みあっております。）

⑤ **高齢者講習の受講**（受講後、「高齢者講習終了証明書」が交付されます。更新手続時に必要です。）

⑥ **更新手続**
更新手続が満了日までに終了できなかった場合、運転免許は失効しますので個人タクシー事業は休止することとなります。その際には事業休止届の提出及び運転免許停止期間等報告書による報告等が必要となります。

⑦ **更新手続**
更新手続が満了日までに終了できなかった場合、運転免許は失効しますので個人タクシー事業は休止することとなります。その際には事業休止届の提出及び運転免許停止期間等報告書による報告等が必要となります。

予約してください。

令和元年6月1日付け 期限更新許可期限 1年連続者について

安全第1、法令順守の営業を

令和元年6月1日付け期限更新の内容がまとまりました。

今回の更新者は1699名で、更新後の許可期限の内訳は5年192名、3年617名、2年69名、1年803名、定年を迎える最終更新15名、前回更新時における違反未報告等による処分保留3名でした。

また、458名が道交法違反等により特別研修の対象となりました。

なお1年を5回連続すると「許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準」により期限更新を認めないこととなりますが、今回も対象者ゼロでありました。4回連続の16名、3回連続の37名に對しては当協会会長名で警告書を送付し、安全運転への注意喚起を行いました。

より一層の安全運転を心掛けてください。

期限更新者の内訳

更新者数	更新後の許可期限（内訳）				
	5年	3年	2年	1年	定年(最終更新)
1,699 (100%)	192 (11.3%)	617 (36.3%)	69 (4.1%)	803 (47.3%)	15 (0.9%)

※年齢の理由のみで3年、2年、1年となった者を含む。
※その他、違反報告未了等による保留者3名あり。

許可期限1年連続者

初回	2回連続	3回連続	4回連続	合計
314	91	37	16	458

※年齢、代務雇用中、事業休止中の理由により1年となった345名を除く。

不適正営業集計表（街頭営業適正化指導規程）

発生月	警告事案	処分事案	処分事案(加重)	合計
平成31年4月	15	1	0	16

処分事案対処報告書（街頭営業適正化指導規程）

令和元年5月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
東個協	都心支部	M・Y	H30.12.29	港区新橋2-6	運送引受拒絶	加重	表示灯使用停止 精算停止 講習1日
東個協	中野支部	I・C	H30.11.8	新幸橋周辺	待機禁止無視		表示灯使用停止 精算停止
東個協	練馬支部	I・T	H31.1.17	新幸橋周辺	待機禁止無視	加重	表示灯使用停止 精算停止
東個協	新東京支部	K・I	H31.2.16	新宿区歌舞伎町1-5	接客不良		表示灯使用停止 精算停止

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和元年5月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

計報

* 5月

氏名 所属団体

享年

病名

波木 保之（東個協 北第二）

76 大動脈解離

山辺 智（東個協 新東京）

46 くも膜下出血

野口 洋克（都営協 東）

67 不明

小野 繁（都営協 第一事業団） 66 大動脈瘤破裂
ご冥福をお祈り申し上げます

地理モニター報告66

【新施設】

地図	名称	概要	所在地	開始日
	レム東京京橋	人々が行き交う街、東京京橋に、眠りにこだわるホテルが誕生。	中央区京橋2-6-21	平成31年4月
	MUJI HOTEL GINZA (ムジ ホテル ギンザ)	無印良品の日本初のホテル「MUJI HOTEL GINZA」を東京銀座に開業。	中央区銀座3-3-5 6F	平成31年4月



譲渡譲受認可書交付式

自己管理を意識し、業界の模範に

6月20日(木)午後3時より、個人タクシー会館にて、関東運輸局主催による「個人タクシー譲渡譲受認可書交付式」が行われました。

認可書の交付後、関東運輸局東京運輸支局中澤延夫次長より、以下のお祝いの言葉がありました。

「これからは個人タクシー事業者として日々営業されていくことになりますが、個人タクシー事業者としての誇りと自覚をもって営業にあたっていただき、業界の模範としてタクシー事業の発展に貢献していただきますよう、ご活躍を期待しております。

今日は、大変おめでとうございますが、皆様にも3つのお願いをさせていただきます。

心「の確保」、『コンプライアンス(法令遵守)』、『タクシー事業の適正化及び活性化』です。個人タクシー事業は、優秀適格者の方に許可が与えられたものです。法人タクシー時代の様な管理者からの指導はありません。適切な自己管理ができませんれば、最悪の場合、事業許可の期限更新が認められずに個人タクシー事業を継続することができなくなるような事態にもなりかねません。自分自身を厳しく律する心構えを持ち、自己管理を行っていただきたいと思っています」

都営協・交友支部

服部 勝さん(35歳)



今日は、大変おめでとうございますが、皆様にも3つのお願いをさせていただきます。

心「の確保」、『コンプライアンス(法令遵守)』、『タクシー事業の適正化及び活性化』です。個人タクシー事業は、優秀適格者の方に許可が与えられたものです。法人タクシー時代の様な管理者からの指導はありません。適切な自己管理ができませんれば、最悪の場合、事業許可の期限更新が認められずに個人タクシー事業を継続することができなくなるような事態にもなりかねません。自分自身を厳しく律する心構えを持ち、自己管理を行っていただきたいと思っています」

父親が個人タクシー事業者なので、幼稚園の頃からタクシーの運転手になることが夢でした。ずっと父親の背中を見てきて、今なお現役で頑張っている父親に少しでも近づけるようにと個人タクシーを目指しました。認可書を手にして「ついに」という気持ちと、支えてくれた家族への感謝の気持ちでいっぱい。先輩方の努力と苦労があつて出来た個人タクシーという仕事の価値を下げないように頑張りたいと思います。